

専業農家率は興除 9.6%, 藤田 18.8%, 7区 13.2% (昭和45年)と激減し, 第一種兼業農家が各々 57.1%, 52.8%, 83.5%と高率を示すようになる。農民層分解により農家の経営型態も変化し, 以前の農家の均質性は失われる。すなわち農業中心の10haの水稲栽培型, 水稲に蔬菜, 養鶏を導入した1.5ha程度の複合型, 水稲以外の専業型と, 兼業複合型, 水稲1ha以下の休日余暇型等に分化しているのである。

興除の機械化は揚水機から始まるように, 水利は地域の発展のポイントであり, 興除では個人, 藤田, 7区では共同灌漑を行ってきた。用水路への貯水→クリーク→淡水湖へという形態的变化とともに, 営農形態の変化, 都市化による水利の質的变化が生じている。稲・麦・い草を中心とした水利体系は, 水稲の直播栽培の普及, 施設園芸, 蔬菜栽培には適合しえない。又, 農地転用による水路の分断は水利の効率を低下させる。個人灌漑の普及している興除では特に農地のスプロール化がめだつ。藤田では昭和45年以降集団的な転用が三地区の中では最も激しく行なわれており, 7区においても生産地外の宅地化が生じている。

今日では大規模な用水管理は, 農業的土地利用を保つ要因であると同時に, 上部の組織化が兼業を促進させ土地の粗放化を促進させるという農業にとっては消極的要素を含んでいる。さらに内湾干拓の終焉となった淡水湖が周辺部の都市化を反映し, 排水悪化, 水質汚濁を生じ農業生産に影響を与えていると共に干拓自体の問題も示している。

本地域においては, 土地条件の良さが, 一般の都市近郊農村とくらべて社会変化をにぶらせていたのであるが, その特性の消失と共に集約化と粗放化の双方へ指向することになった。最も早くから変動をみせた興除が現在では比較的安定し, 藤田が景観的にも質的にも激変しつつある。土地利用においては純農村である7区も世代交代の時期にあたり労働力の他産業への流出が顕著である。

## 東久留米市の都市化に 関する地理学的考察

佐 竹 淑 子

東久留米市は東京の西北約24kmに位置する典型的なベッドタウンである。この地域は戦前は麦, サツマイモ, 茶, 桑などを栽培し, 人口も6,000人程の純農村地域であった。

ところが, 東京都心の膨張する人口は郊外へ進出し始め, 東久留米市も昭和35年のひばりヶ丘団地の建設に端を発し急激な人口増加の波に巻き込まれることになった。当市が多摩地区でも特に人口増加率が高いのは, 大規模団地や社宅, 都営住宅の建設が多かった為であり, それは民間デベロッパーの乱開発よりも計画的な公営住宅を好んだ市の方針からであった。人口は現在10万人に達しようとし, 昭和35年当時2万人だったのに比べると5倍にも膨れあがったのである。それによる様々な変化やひずみは都市化に対して大きな問題点となっている。

特に変化の著しかったのは農業である。宅地化によって耕地が減少したこと, 農地課税や相続税など税制面で多大の圧迫を受けるようになったことが農業人口を急減させる要因となった。しかし, 近郊農業の価値が見直されている現在, 農業は絶滅しない。彼らは今までとは違った新しい経営方式で

維持していかなければならなくなった。つまり「都市と調和した農業」である。そこで行なわれ始めたのが庭園樹及び芝生栽培、養豚、肉牛の飼育である。これらを市の助成を伴いながらより生産性を高く、かつ公害を防止しながら進めていくことが東久留米市の農業の路線の1つとなった。しかし、宅地化の進行する中での農業経営は極めて困難で、実際に土地を売却してしまったり農地を全く違った方法で利用し始める例も少なくない。

工業は不振であり、商業は10万都市と言うにはあまりに貧弱である。特に駅前商店街の立ち遅れは著しい。最近大型スーパーなどの進出は見られるものの、高級品は他市、都心へ購入に出ることが多い。

都市化に伴う問題点は、地価上昇と社会資本の不足が掲げられるが、これには財政的なものが大きく影響している。例えば学校建設にしても1校15億円かかるうち土地買収に13億円もかかっている。しかし、都の援助は、都の基準でなされるため、不足分は市で負担するという悪循環が繰り返されているのである。問題解決に大きな鍵を握るのは国や都の当市への正しい理解に基いた援助である。

## 新潟県白根郷の土地条件と土地制度

田 辺 ト ヨ

江戸—明治期は全国的に大地主の発展した時期であったが、新潟平野においても市嶋・白勢などをはじめとする千町歩地主が成長をみせ、明治期には既にその小作地率は50%を超え、最も巨大地主の多い平野となっていた。その多くは江戸時代後半期に農地集積を終えた地主であったが、明治維新による停滞傾向を積極的な農地への投資を通して引きのばし、大正から昭和初期に小作地率65%近くまでになる。こういった動きは他府県にも同様にあらわれるが、明治末期から大正初期にかけてピークのあらわれる県と大正後期から昭和初期にかけてピークのあらわれる県とに分けられる。例えば大阪府の小作地率は明治20年56%、明治40年62%、昭和4年60%、昭和22年50%となる。

近代農業の大きな流れの中で大地主制は捉えなくてはならないが、例えば新潟平野の場合、反当収量が明治22～26年全国で28位、明治44～大正4年43位、昭和10～15年13位、昭和31～35年5位であり、明治末から昭和前期にかけて大幅な伸びが新潟平野をどこよりも代表的な大地主制の平野に仕立て上げたのではないかと、という期待から、新潟平野の土地条件の特質を現在も成長の途中にある堆積沖積平野である点に見て、大地主制に土地条件がいかなるかわりを持ち得たのかを考えてみた。

まず水位が高く夏の高温と降雨にめぐまれたことは米作に有利であったが、第三紀から第四紀沖積世まで地殻運動が継続し、その堆積成層からみても現在においても未だ内野一帯を向斜軸とする造向斜運動をなしている沈降性平野であって特に平野の西半部は低湿である。その上信濃川が洪水をもたらしその生産量は低く押さえられていた。しかし江戸期後半からの土地改良への働きかけが明治末～大正年間に効を奏し、大河津分水をはじめ排水機の設置と相まって泥田は美田と化し、もともと土壌は肥沃であったこともあってこの時期に生産量は急速に伸びた。その結果小作人に余裕が生まれ、昭